

亀山市告示第130号

亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動に要する費用の一部を補助することにより、地域住民が互いに支えあう生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、活動や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域の高齢者が、生きがいや役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市地域介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、地域まちづくり協議会（亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）に規定する組織をいう。）とする。

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の対象事業は、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する「地域介護予防活動支援事業」に沿った事業であって、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動のための準備及び運営に関するものとする。

(補助金の種類等)

第5条 補助金の種類、額及び交付回数は、次の表のとおりとする。
 ただし、当該補助金の対象事業に係る総事業費から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額を限度とする。

種類	額	交付回数
準備費用支援費補助金	補助金の対象事業を開始する準備のために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認めた経費で、当該対象事業に直接必要なものの実支出額と20万円を比較して、いずれか少ない額	1の地域まちづくり協議会につき1回に限り交付する。
運営支援費補助金	補助金の対象事業の運営のために必要な人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認めた経費で、当該対象事業に直接必要なものの実支出額と10万円を比較して、いずれか少ない額	1の地域まちづくり協議会につき1の年度（補助金の対象事業を開始する日の属する年度以後3年度内の各年度に限る。）において1回に限り交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする地域まちづくり協議会は、亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書（別記様式）に事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定

める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

申請者 団体名

代表者

年度において亀山市地域介護予防活動支援事業を実施したいので、亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、亀山市地域介護予防活動支援事業補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の種類 準備費用支援費補助金・運営支援費補助金
(どちらかを選択)

2 交付申請額 _____ 円

3 補助事業の目的及び効果

4 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

備考 準備費用支援費補助金と運営支援費補助金は、それぞれに申請することができます。